



ひと、暮らし、みらいのために

 厚生労働省

東海北陸厚生局

業務紹介



はじめに

東海北陸厚生局は、富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県を管内としており、管内人口は約1700万人で総人口の13.5%程度、管内面積は約3.7万km²で国土面積の10%程度となっています。

東海北陸厚生局は、厚生労働行政のうち、医療及び医療保険、健康、福祉、食品衛生、麻薬取締、公的年金の記録管理などに関する法令に基づく許認可等の業務を行っています。また、少子高齢化に対応するため、地域包括ケアや地域共生社会づくり、健康寿命延伸の諸課題について、自治体、医療・福祉関係の団体・事業者、医療保険者の協力を受けつつ、モデル事業推進等の手法を通じて支援しています。

さらに、南海トラフ地震対策中部圏戦略会議の構成員として防災・減災に取り組んでいます。

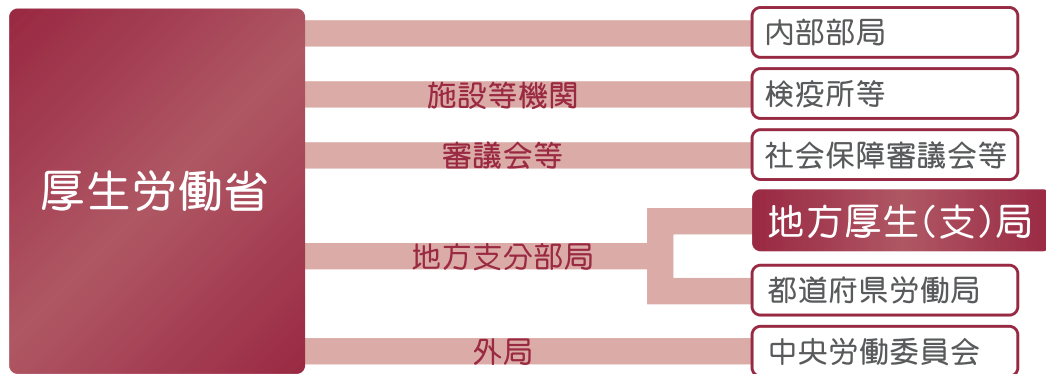
目次

地方厚生(支)局について・東海北陸厚生局について	2
組織図	3
総務・企画・年金部門の業務	
総務課・企画調整課	4
年金指導課	5
年金調整課	6
年金審査課	7
社会保険審査官	8
指導部門の業務	
管理課・調査課	9
医療課・指導監査課(愛知を管轄)・事務所(富山、石川、岐阜、静岡、三重を管轄)	10
健康福祉部の業務	
健康福祉課	11
医事課	12
食品衛生課	13
地域包括ケア推進課	14
保険年金課	15
麻薬取締部の業務	
麻薬取締部	16
所在地・連絡先	17-18

地方厚生（支）局について

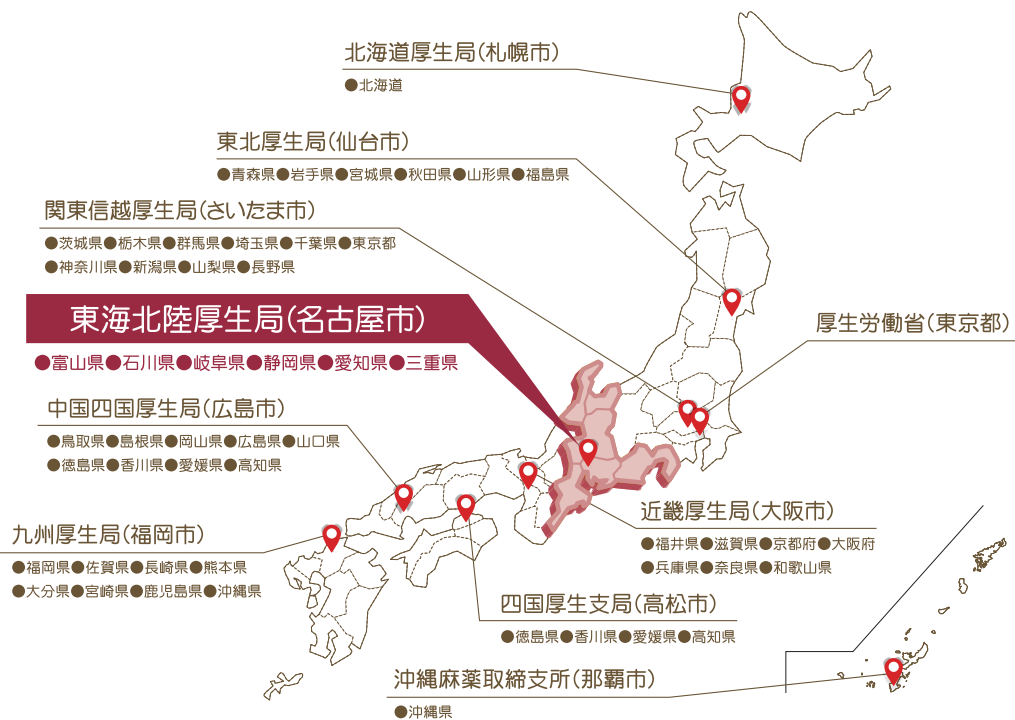
地方厚生（支）局は、国民の皆様にもっと身近な医療、健康、福祉など社会保障政策の実施に関する業務を、地域において行う国の「政策実施機関」です。

東海北陸厚生局は、東海北陸地区（6県）を管轄地域として業務を行っています。



東海北陸厚生局について

地方厚生（支）局の管轄地域



東海北陸厚生局の主な業務

● 国民のニーズに即した直轄事業

- 医師・歯科医師の臨床研修制度の適正な実施
- 確定給付企業年金及び確定拠出年金に係る承認
- 麻薬、覚醒剤、危険ドラッグ等の取締
- 行政処分を受けた医師・歯科医師に対する再教育
- 心神喪失者等医療観察法に基づく対象者の移送
- 年金記録訂正に関する業務

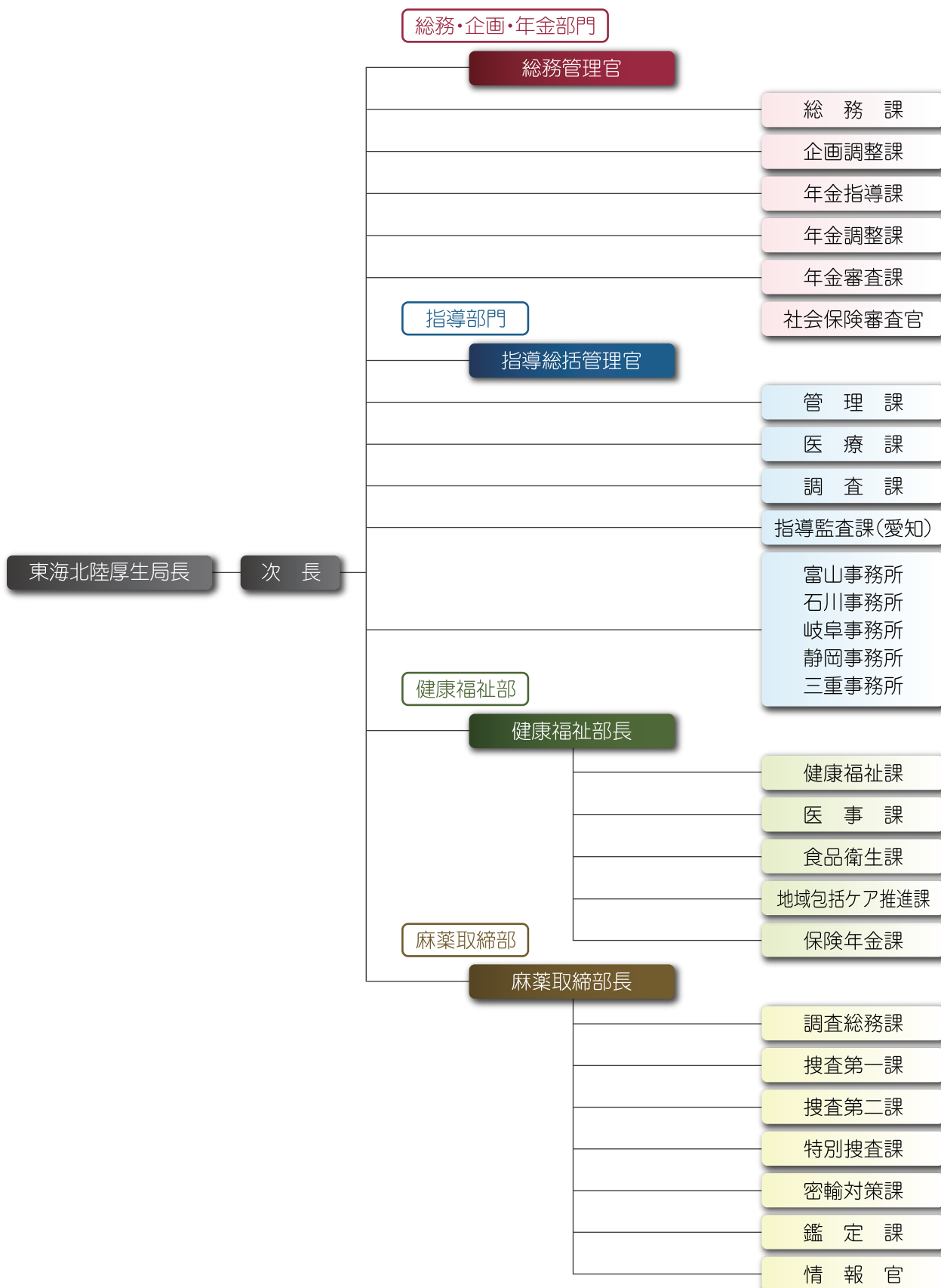
● 事業者等の指導監督

- 輸出食品取扱施設の認定及び査察等
- 医療監視、薬事監視
- 登録検査機関の登録、監督及び技術的助言
- 保険医療機関等の指導監督
- 各種養成施設（6分野）の指定・指導
- 健康保険組合及び企業年金基金等の指導監督
- 社会保険診療報酬支払基金の指導監督
- 生活保護法に基づく指定医療機関の指導監督

● 地方自治体への支援・指導

- 地域医療構想の推進を支援
- 生活保護制度に係る法施行事務指導
- 地方自治体向け補助金、交付金の執行
- 都道府県等の障害者自立支援業務の指導
- 児童扶養手当の支給事務に係る指導・監査
- 地域包括ケアシステムの構築の支援

東海北陸厚生局 組織図



総務・企画・年金部門の業務

総務・企画部門（総務課及び企画調整課）では、職員の人事・給与などの総務事務、組織目標等の企画、職員研修等の事務に係る業務を担当しています。また、南海トラフ地震対策中部圏戦略会議災害医療部会の事務局を担当しています。

年金部門（年金指導課、年金調整課、年金審査課及び社会保険審査官）では、日本年金機構が厚生労働大臣の監督の下で業務執行を適切に行えるようにするための指導、市町村が行う国民年金等事務取扱のための交付金の審査、年金加入者の年金記録の訂正請求の受付・処理などを担当しています。

総務課

総務課は、東海北陸厚生局の総務事務などを行っています。

● 主な業務

- ☐ 総務事務（人事、給与、会計、福利厚生等）
- ☐ 個人情報の保護
- ☐ 国有財産の管理

企画調整課

企画調整課は、東海北陸厚生局の総合的な企画及び立案並びに調整などを行っています。

● 主な業務

- ☐ 組織目標等の企画
- ☐ 職員研修の企画及び実施
- ☐ 東海北陸厚生局ホームページの管理
- ☐ 東海北陸地方社会保険医療協議会の運営
- ☐ 防災・災害関係業務
- ☐ 南海トラフ地震対策中部圏戦略会議災害医療部会の運営

用語解説

東海北陸地方社会保険医療協議会とは

社会保険医療協議会法に基づき設置され、保険医療機関等の指定及び指定の取消し並びに保険医等の登録の取消しについて審議を行う厚生労働大臣の諮問機関です。

また、保険医療機関等の指定について審議するため、管内6県それぞれに部会を設置しています。



東海北陸地方社会保険医療協議会総会の様子

年金指導課

年金指導課は、年金制度の円滑な事業運営のために、日本年金機構が厚生労働大臣の監督の下で行う、事業主等に対する滞納処分や立入検査等の認可及びその結果報告に関する審査業務を行っています。

● 主な業務

□ 日本年金機構が行う滞納処分等に係る認可

厚生年金保険料等を納付期限までに納めていただけない事業所等に対しては、日本年金機構は督促状を送付するとともに、電話などによる納付督促を行います。納付督促によって、完納の見込みが立たない場合には、財産調査を行い、必要に応じ滞納処分(財産の差し押さえ・換価)を行います。滞納処分には、あらかじめ厚生労働大臣の認可を受ける必要があり、東海北陸厚生局長は厚生労働大臣からその権限を委任されています。

□ 日本年金機構が行う立入検査等に係る認可

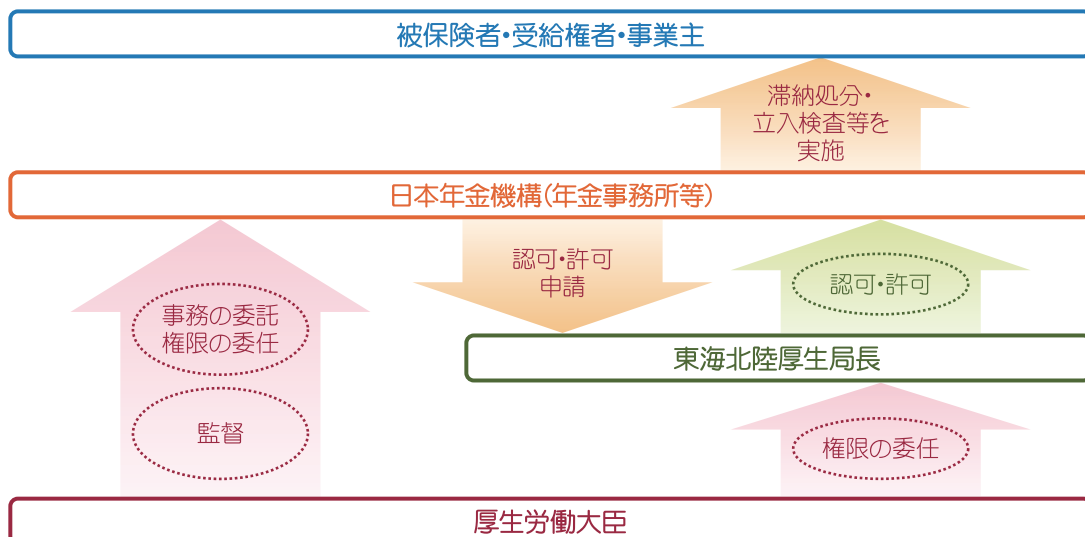
厚生年金保険・健康保険両制度への加入手続きを行わず、保険料の納付を免れている事業所(適用調査対象事業所)には日本年金機構が加入指導等を実施しています。それでも加入手続きを行わない事業所に対しては、立入検査を行い、被保険者の資格の有無の事実を確認し、必要に応じて、職員の認定による加入手続きを実施しています。立入検査には、あらかじめ厚生労働大臣の認可を受ける必要があり、東海北陸厚生局長は厚生労働大臣からその権限を委任されています。

□ 日本年金機構の理事長が任命する徴収職員及び保険料等の収納を行う職員の認可

□ 日本年金機構が行う受給権者等及び被保険者に対する調査等に係る認可

□ 厚生年金保険料等の納付義務者が、災害によりその財産について相当な損失を受けた場合等において行う保険料等の納付猶予申請の許可

認可等の業務の流れ



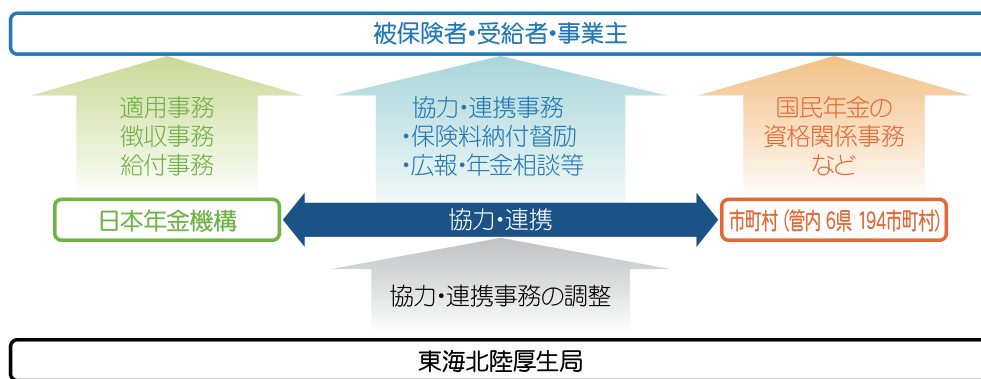
年金調整課

年金調整課は、老後を支える公的年金制度の安定的な運営を図るため、年金事業の運営を担う日本年金機構や国民年金の各種申請窓口となっている市町村と連携し、円滑な事業運営の推進に取り組んでいます。

● 主な業務

- 日本年金機構、市町村、関係機関等との連絡調整
- 国民年金事務費交付金等の審査
- 年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金の審査
- 年金委員の委嘱・解嘱及び大臣表彰
- 学生納付特例事務法人の指定等
- 社会保険労務士に関する報告及び検査等

東海北陸厚生局、日本年金機構及び市町村の関係について



用語解説

< 国民年金事務費交付金等 >

国は、国民年金に関する事務の一部を市町村に委託しており、一定の基準に基づき、市町村が行う国民年金に関する事務に必要な費用を交付しています。

< 年金委員 >

年金委員は、日本年金機構法に規定された政府管掌年金事業の運営に関する民間協力者です。活動の範囲により「職域型」と「地域型」の2つに区分されます。「職域型」は主に厚生年金保険の適用事業所内、「地域型」は自治会などで、年金受給者や被保険者等に対して周知・啓発活動や相談・助言等の活動をしていただきます。

< 学生納付特例事務法人 >

国民年金保険料の学生納付特例制度を利用するためには、学生は居住地域の市区役所・町村役場の国民年金窓口で申請を行う必要がありますが、より手続きをしやすい観点から、大学等教育施設が学生の委託を受けて、申請の代行ができる「学生納付特例事務法人制度」が設けられています。

年金審査課

年金に加入していた期間や保険料の納付状況など、国が管理している年金記録が事実と異なると、将来受け取る年金額が少なくなってしまうことがあります。

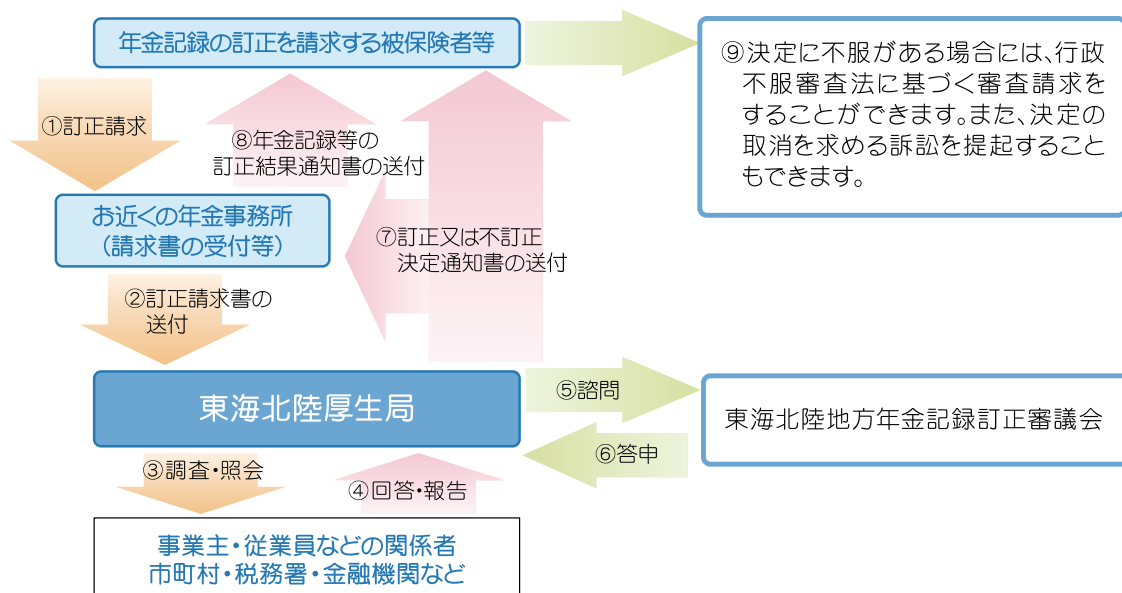
そのため、年金記録が事実と異なると思われる方は、年金記録の訂正請求をすることができます。

年金審査課では、年金記録の訂正請求を受け、関係する法人や行政機関などに対する調査や関連資料の収集を行い、有識者により構成される東海北陸地方年金記録訂正審議会の審議結果に基づき、年金記録の訂正(不訂正)決定を行っています。

● 主な業務

- 厚生年金保険及び国民年金の被保険者等に係る年金記録の訂正請求事案の調査
- 東海北陸地方年金記録訂正審議会への諮問、答申に関する事務
- 東海北陸地方年金記録訂正審議会の運営

年金記録訂正手続きの流れ



〈令和6年度東海北陸地方年金記録訂正審議会総会の様子〉

用語解説

東海北陸地方年金記録訂正審議会とは

年金記録の訂正請求事案のうち、東海北陸管内の年金事務所で直ちに訂正できなかった請求事案について、中立的な立場で審議し、公平・公正な判断を行うために東海北陸厚生局に設置された、弁護士、税理士、社会保険労務士、行政書士などの有識者で構成される会議です。

東海北陸地方年金記録訂正審議会の下には、複数の部会が設置され、一つ一つの請求事案について、国民の皆様の立場に立って、公平かつ公正に年金記録を訂正すべきかどうかを審議します。

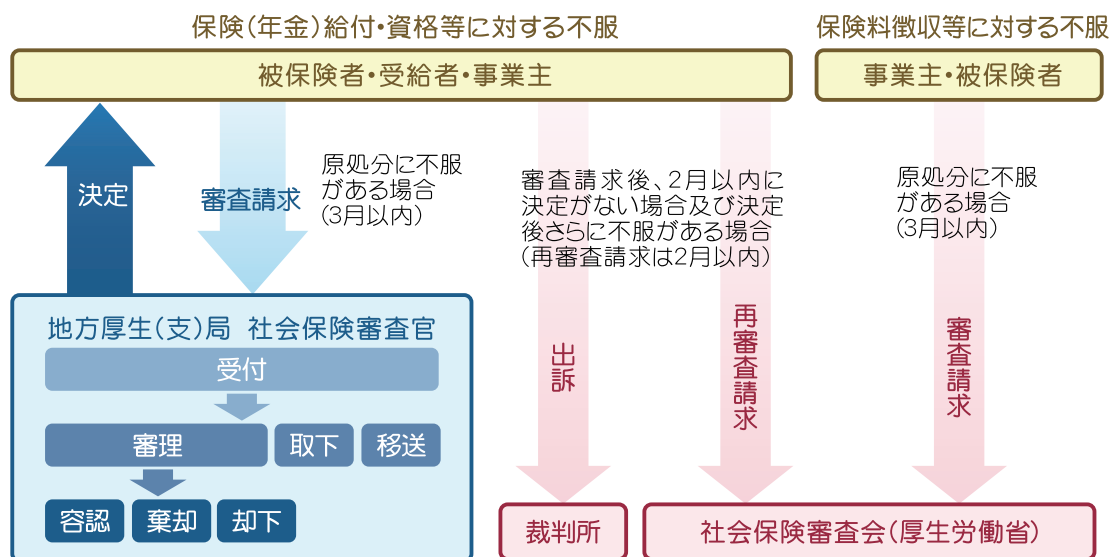
社会保険審査官

社会保険審査官は、通常の裁判手続きによらず簡易迅速な手続きによる被保険者等の権利・利益の保護を目的に、健康保険法・厚生年金保険法・国民年金法等に基づき、厚生労働大臣、日本年金機構及び全国健康保険協会等が行った決定（処分）に対する審査請求の事務（対応）を行っています。

● 主な業務

- ☐ 被保険者資格に関する処分決定に係る不服申立の審査
- ☐ 標準報酬に関する処分決定に係る不服申立の審査
- ☐ 保険給付に関する処分決定に係る不服申立の審査
- ☐ 国民年金の保険料に関する処分、その他国民年金法の規定による徴収金に関する処分決定に係る不服申立の審査

審査請求の流れ



用語解説

審理

申請者、処分者の意見及び資料に基づき、「容認」、「棄却」、「却下」の決定を行います。

取下

審査請求に該当しない処分の場合に行います。

移送

管轄厚生局が分かれて担当しているため、管轄外のものを受付した場合に行います。

容認

原処分の全部又は一部が違法又は不当と判断されたものについては、原処分の取消し、一部取消しの決定を行います。

棄却

原処分が適法かつ妥当と判断されたものについては、原処分を支持する旨の決定を行います。

却下

審査請求の内容が不適法なもの及び再三説明しても取下げに応じない場合の決定を行います。

指導部門の業務

指導部門（管理課、医療課、調査課、指導監査課及び事務所）では、国民健康保険の保険者等や審査支払機関への指導・監督、保険医療機関等の適正な保険診療の確保のための指導・監査等を担当しています。

管理課

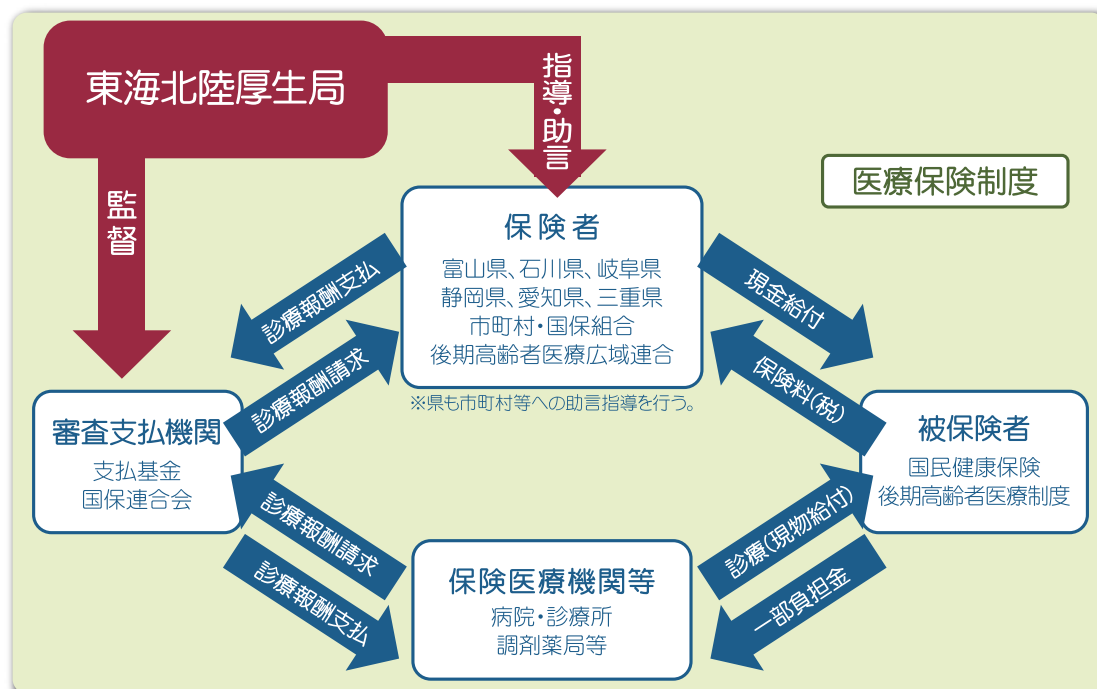
管理課は、指導部門の所掌事務に関する総合調整のほか、特定医療法人などの税制措置に関する証明事務を行っています。

また、国民健康保険及び後期高齢者医療制度の保険者等や医療保険制度の審査支払機関が、適正で安定的な運営ができるよう指導・監督等を行っています。

● 主な業務

- 指導部門の所掌事務に関する総合調整
- 特定医療法人が厚生労働大臣の定める基準を満たす旨の証明事務
- 医療保健業を行う公益法人等に対する法人税法上の非課税措置に係る証明事務
- 国民健康保険の保険者、後期高齢者医療広域連合及び国民健康保険団体連合会の指導・助言
- 社会保険診療報酬支払基金審査委員会事務局の行う業務の監督

各保険者等に係る指導・助言・監督について



調査課

調査課は、指導部門の業務を効率的・効果的に行うための調査、情報の管理及び分析並びにその結果の提供に関することや指導部門の保有する情報の公開の調整を行っています。

また、指導部門の所掌事務に係る訴訟対応などの業務を行っています。

● 主な業務

- 保険医療機関・保険薬局、保険医・保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他の医療保険事業の療養担当者に係る調査、情報の管理及び分析並びにその結果の提供
- 指導部門の保有する情報の公開の調整
- 指導部門の所掌事務に係る訴訟への対応
- 東海北陸厚生局公式 SNS を活用した指導部門の業務等に関する周知広報の実施

医療課

医療課は、管内6県に所在する事務所（愛知県にあっては指導監査課）が行う業務のうち、保険医療機関・保険薬局、保険医・保険薬剤師、指定訪問看護事業者、その他医療保険事業の療養担当者に対する指導などに関する事務の指導及び監督を行っています。また、管内6県に所在する特定機能病院及び臨床研究中核病院に対する立入検査などを行っています。

● 主な業務

- 事務所等が行う保険医療機関等に対する指導などに関する事務の指導及び監督
- 特定機能病院及び臨床研究中核病院に対する立入検査等

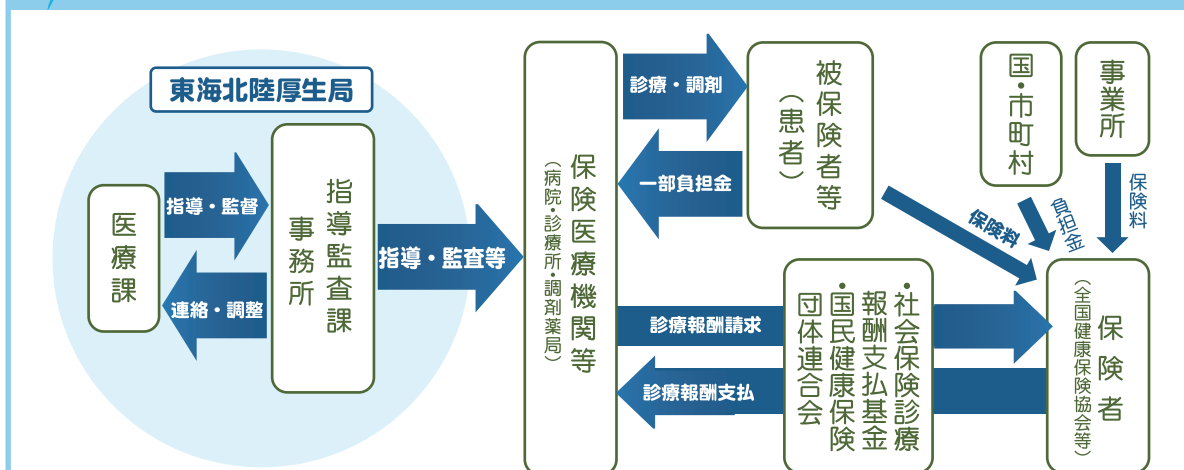
指導監査課（愛知を管轄）・事務所（富山、石川、岐阜、静岡、三重を管轄）

管内6県に所在する事務所（愛知県にあっては指導監査課）は、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき保険診療に関する業務を行っています。また、その業務を通じて保険診療の質的向上及び適正化を図っています。

● 主な業務

- 保険医等の登録及び保険医療機関等や指定訪問看護事業者の指定等
- 保険医療機関等の施設基準の審査・受理等
- 保険医療機関等や指定訪問看護事業者の指導・監査等
- 柔道整復師の施術に係る受領委任事務とその柔道整復師に対する指導・監査等
- はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る受領委任事務とその施術管理者等に対する指導・監査等

保険診療のしくみと東海北陸厚生局及び保険医療機関等との関係について



保険医療機関等が提供する診療のうち、医療保険制度の対象となる診療を保険診療といいます。保険診療に対しては、被保険者等（患者）が一部負担金を支払うほか、保険医療機関等の請求に基づき、保険者（全国健康保険協会等）から診療報酬が支払われます。

保険者が支払う診療報酬は、社会保険診療報酬支払基金・国民健康保険団体連合会（審査支払機関）で審査を受け、適正な請求と認められたものに対し、当該審査支払機関を經由して保険医療機関等に支払われます。

健康福祉部の業務

健康福祉部では、社会福祉施設の整備等に対する補助金の交付、医療安全に関する取り組みの普及・啓発、食品衛生法に基づく食品製造施設に対する監督、地域包括ケアシステムの構築に関する自治体への支援、健康保険組合や企業年金等の認可、指導監督業務を行っています。

健康福祉課

健康福祉課は、地域の皆様が安心して暮らすための健康福祉サービスが提供されるよう、生活環境や社会福祉基盤の整備に取り組んでいます。

● 主な業務

☐ 地方公共団体等に対する補助金の交付

- ・保健衛生施設、社会福祉施設などを整備する補助金
- ・児童扶養手当等の給付に係る負担金
- ・台風、地震などにより被害を受けた施設等の災害復旧費補助金 等



スプリンクラー設備



福祉施設の防犯対策

☐ 許認可

- ・国が開設している生活保護法指定医療機関の指定
- ・民生委員・児童委員の委嘱・解嘱・表彰
- ・三種病原体等の所持等の届出の受理
- ・社会福祉士等の各種養成施設の新設・変更の認可
- ・中小企業等が策定する経営力向上計画の認定

☐ 監査等

- ・生活保護法指定医療機関に対する個別指導
- ・生活保護法の施行事務に係る監査
- ・保護施設の監査
- ・児童扶養手当の支給事務に係る指導・監査
- ・三種病原体等所持施設への立入検査
- ・各種養成施設の指導調査

用語解説

民生委員・児童委員とは

民生委員とは、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々で、「児童委員」を兼ねています。

児童委員とは、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行います。

病原体等とは

病原体等とは、感染症の病原体のほかに毒素（感染症の病原体によって産生される物質であって、人の体内に入った場合に、人を発病させ、または死亡させるもの。）のことをいいます。病原性や国民の生命及び健康に対する影響に応じて、一種病原体等から四種病原体等まで特定病原体等として分類されています。

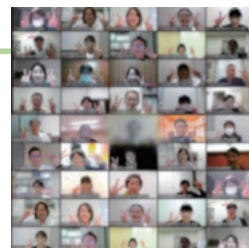
医事課

医事課はすべての国民に対して、安全で質の高い医療が提供されるよう、医療における安全文化の普及・啓発や医療従事者の資質向上を目的とした制度の適正な運用等に関する業務を通じて、国民の健康増進に取り組んでいます。

● 主な業務

☐ 医療安全に関する取組の普及・啓発

医療機関の安全管理者等の資質向上を目的として、医療安全対策に関する知識等の習得・討議などを行う「医療安全ワークショップ」を開催しています。



医療安全ワークショップの様子

☐ 再生医療等の安全性の確保や臨床研究の実施に関する業務

医療機関において再生医療等の技術を用いて行われる医療については、「再生医療等提供計画」として、法律に基づき届出等が必要です。また、医薬品医療機器等法における未承認・適応外の医薬品等の臨床研究や特殊な関係性にある者からの資金提供を受けて実施する特定臨床研究は、法律に基づき届出等が必要です。医事課では、再生医療等の安全性の確保や臨床研究の適切な実施に関する監督や手続きの相談等を行っています。

☐ 地域医療構想の推進に関する業務

今後の人口減少・高齢化に伴う医療ニーズの質・量の変化や、労働力人口の減少を見据え、質の高い医療を効率的に提供できる体制を構築するため、医療機関の機能分化・連携を進めていく必要があります。

こうした観点から、都道府県内の二次医療圏を基本とする構想区域ごとに2025年の医療需要を推計し、目指すべき医療提供体制を実現するための施策について協議が進められています。

☐ 看護師の特定行為研修に関する業務

インスリンの投与量の調整など21区分38行為の特定行為研修を修了した看護師は、医師・歯科医師があらかじめ作成した手順書（指示書）によって、タイムリーに診療の補助行為である「特定行為」を実施することができます。

医事課では、特定行為研修の適正な実施体制を確保するため、指定研修機関に対する指導や支援を行っています。

☐ 医療観察法に関する業務

医療観察法は心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った人に対して適切な医療を提供し、社会復帰を促進することを目指す法律です。医事課では、対象者に適切な医療が提供されるように関係機関と連携して調整を行ったり、指定医療機関の指導等を行ったりしています。

☐ 災害時の医療確保や医師確保に関する業務

☐ 医師・歯科医師臨床研修の適正な実施体制の確保に関する業務

食品衛生課

食品衛生課では、食の安全安心の確保と、食品の輸出促進のために以下のような業務を行っています。また、健康食品等の虚偽誇大広告等の監視指導なども行っています。

● 主な業務

□ 輸出食品取扱施設の認定及び査察等

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律が令和2年4月1日に施行され、我が国から輸出される食肉等の畜産食品、魚介類等の水産食品については、輸出先国と日本との二国間合意に基づき、輸出施設の認定条件、査察、衛生証明書の発行等の必要な手続きが輸出先国別に要綱として定められています。当課では、この要綱に基づき、管内の輸出施設の認定、定期的な査察、輸出の都度の衛生証明書発行業務等を行っています。



輸出食肉施設（と畜場）の様子

□ 登録検査機関の登録、監督及び技術的助言

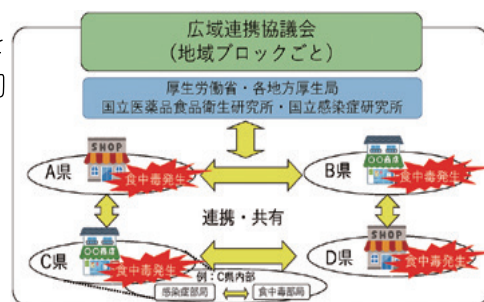
食品衛生法では、食品等の検査を行う施設を登録検査機関として登録する制度を設けています。当課では、この登録に関する業務及び登録検査機関への定期的な立入検査を行い、GLP※に基づく検査精度の管理状況等を確認しています。



登録検査機関の査察の様子

□ 広域食中毒発生時の連絡調整

近年、交通機関の発達による食品の広域流通化を踏まえ、広域的な食中毒事案が発生した場合に適切な原因の調査、情報共有等の対応を行うため、国、都道府県等及びその他関係機関によって構成される広域連携協議会が設けられています。当課では、この広域連携協議会の開催のための事務を行っています。



広域連携協議会の概要図

📖 用語解説

GLP (Good Laboratory Practice: 試験検査業務の適正管理運営基準) とは

食品の採取・運搬・保管から検査の実施、検査機器の保守管理、検査試薬の管理、書類の作成・保管、検査結果の報告、技能評価といった検査に関するすべての業務の信頼性を確保するためのシステムです。

地域包括ケア推進課

地域包括ケア推進課は、地域包括ケアシステムの構築を図るため、市町村が関係者との協力により進めている、住民同士の助け合いを含め多様な主体による介護予防や買い物支援等の日常生活支援の取組、医療と介護の連携、共生社会の実現を推進するための認知症基本法に基づく認知症施策の推進等について、その充実に向けた支援を行っています。

● 主な業務

- 地域包括ケアシステムの構築の支援の実施
- 地域包括ケアシステムの普及及び啓発
- 地域支援事業の実施状況の把握とその推進のための助言及び支援 等

管内6県における地域包括ケアの推進について

【主な活動内容】

各自治体に対する助言・支援

- ・地域づくり加速化事業の実施
- ・各自治体へのヒアリングの実施及び助言・支援 等

啓発活動

- ・各種研修会等での行政説明 等

情報収集・情報共有

- ・テーマごとに各自治体担当者との意見交換会を開催し、取組事例の紹介等を実施
- ・介護保険事業（支援）計画の進捗状況ヒアリング 等

財政支援

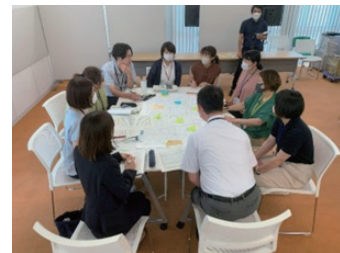
- ・地域医療介護総合確保基金の執行
- ・地域支援事業交付金の執行 等

老人保健健康増進等事業

- ・先駆的・試験的に取り組むべき政策課題を抽出・提案し、研究機関等と連携して調査研究事業を実施

他省庁との連携

- ・東海農政局と連携し、農福連携事業をHP等を通じて紹介
- ・中部地方整備局と連携し、居住支援に関するセミナー等を開催
- ・中部経済産業局と連携し、自治体の課題解決に向けた企業との連携を促進 等



地域づくり加速化事業で各自治体と課題への対応策を検討している様子

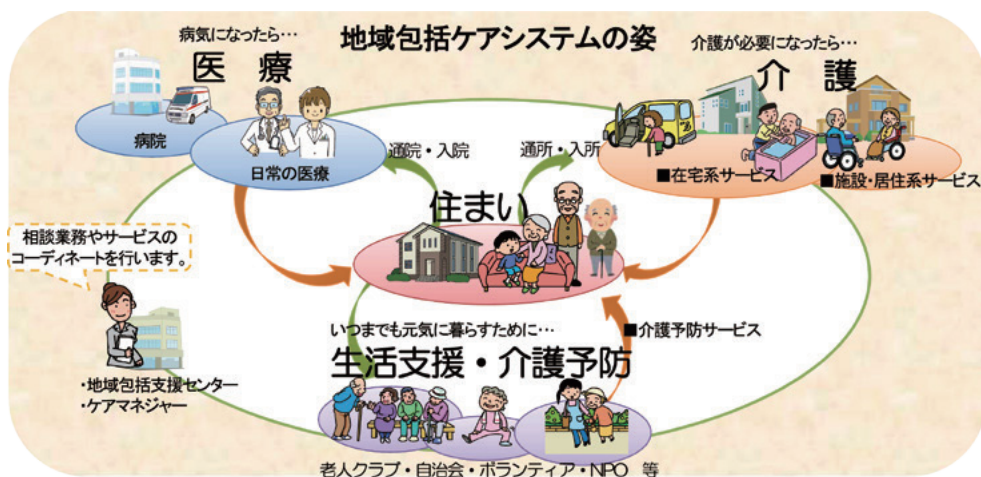


管内各県個別ヒアリングの様子

用語解説

地域包括ケアシステムの構築とは

- いつまでに：団塊の世代が75歳以上となる2025年を目処に、
- 誰が：市町村・都道府県が、
- 何を：介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）を整備することをいいます。



保険年金課

保険年金課は、健康保険組合、全国健康保険協会（支部）及び企業年金の認可・指導監督などを行っています。

● 主な業務

□ 健康保険組合及び全国健康保険協会（支部）に関する業務

健康保険法に基づき、健康保険組合に係る規約変更申請書等の認可、規約変更届出書等の受理、公法人証明・印鑑証明等の業務及び実地監査並びに全国健康保険協会（管内6県支部）に係る申請書の認可、報告の徴収及び立入検査を行っています。

□ 企業年金に関する業務

確定給付企業年金法及び確定拠出年金法に基づき、確定給付企業年金（規約型・基金型）及び確定拠出年金（企業型）に係る規約変更申請書等の認可（承認）、規約変更届出書等の受理、公法人証明・印鑑証明等の業務及び実地監査等を行っています。

関係機関等との関わり

健康保険組合

全国健康保険協会

確定給付企業年金（規約型・基金型）

確定拠出年金（企業型）

申請・届出等

認可・承認等

指導監督等

東海北陸厚生局

用語解説

健康保険組合とは

健康保険組合は、単独の企業または同種同業の企業などが集まり、国に代わり、企業の従業員に係る保険給付や健康増進等の保健事業の運営を行うことを目的として、厚生労働大臣の認可を受けて設立された公法人です。

全国健康保険協会とは

国が運営してきた健康保険事業（政府管掌健康保険）を引き継ぎ、平成20年10月に健康保険法に基づき設立された公法人で、健康保険組合に加入している方以外の健康保険事業を管掌しています。

東京都に本部、各都道府県に支部が置かれています。

確定給付企業年金（規約型・基金型）とは

加入した期間等に基づき、あらかじめ給付内容を定めた確定給付型の企業年金制度です。

確定拠出年金（企業型）とは

拠出した掛金を加入者自らが運用指図を行い、その運用収益との合計額をもとに、個人別に給付額が決定する企業年金制度です。

麻薬取締部の業務

麻薬取締部は、麻薬・覚醒剤等の薬物犯罪の取締り、麻薬等を取り扱う医療機関等の監視・指導を中心に、危険ドラッグも含めた薬物乱用対策や予防啓発活動等を総合的に実施しています。

● 主な業務

□ 薬物犯罪捜査

- 厚生労働大臣の指揮監督を受け、刑事訴訟法に基づく特別司法警察員である麻薬取締官として薬物犯罪に関する捜査・情報収集活動を行っています。



□ 医療用麻薬等の監督・指導

- 医療用麻薬や向精神薬等の流通経路を監視するため、定期的に病院、薬局、製薬会社等に対して立入検査を行い、正規流通経路からの横流しや不正使用を防止するための指導と助言を行っています。
- 医療用麻薬、向精神薬、覚醒剤原料の輸出入、製造、流通関連の免許、許可、指定等の許認可業務を行っています。

許認可専用電話 052-951-0688 月曜日～金曜日（休日を除く）9:00～17:15

□ 啓発活動・相談・再乱用防止支援活動

- 小学校から大学等の学校での薬物乱用防止教室や関係機関での講演など、薬物乱用防止啓発活動を実施しています。
- 薬物乱用者の家族や知人等からの相談や一般市民からの通報に対応しています。



相談専用電話 052-961-7000 月曜日～金曜日（休日を除く）9:00～17:15

- 薬物乱用経験者及びその家族等の希望者に対し、薬物を再乱用させないための支援事業を行っています。

薬物再乱用防止支援専用電話 052-951-6920 月曜日～金曜日（休日を除く）9:00～17:15

麻薬取締官の採用について

採用情報を含む、麻薬取締官の職務等については厚生労働省地方厚生局麻薬取締官ウェブサイト <https://www.ncd.mhlw.go.jp/> をご覧ください。

また、当取締部においては随時、業務説明会を開催していますので、希望される方は、以下の連絡先までご連絡ください。



【連絡先】 電話 052-951-6911（調査総務課） メール tokai-saiyou@mhlw.go.jp（採用担当）

東海北陸厚生局の所在地・連絡先



名古屋合同庁舎第1号館

年金指導課・年金調整課・年金審査課

〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館8階

部・課	電話
年金指導課	052-228-7168
年金調整課	052-228-7169
年金審査課	052-950-3790

管理課・医療課・調査課・指導監査課

〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館6階

部・課	電話
管理課	052-228-6192
医療課	052-228-6193
調査課	052-228-6194
指導監査課	052-228-6179

社会保険審査官

〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館6階

部・課	電話
社会保険審査官	0570-666-445

地下鉄◆

東山線名古屋駅より
「栄」乗り換え、
または桜通線名古屋駅より
「久屋大通」乗り換え、
名城線「名古屋城」下車、
5番出口より徒歩3分

市バス◆

名古屋駅バスターミナル
10番のりば(基幹2)
猪高車庫行、
または8番のりば(名駅14)
市役所・大曽根行「市役所」
下車、徒歩3分

名古屋合同庁舎第3号館

総務課・企画調整課・健康福祉部各課

〒461-0011 名古屋市中区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館3階

部・課	電話
総務課	052-971-8831
企画調整課	052-959-5860
健康福祉部	
・健康福祉課	052-959-2061
・医事課	052-971-8836
・食品衛生課	052-959-2836
・地域包括ケア推進課	052-959-2847
・保険年金課	052-959-2062

地下鉄◆

東山線名古屋駅より
「栄」乗り換え、
または桜通線名古屋駅より
「久屋大通」乗り換え、
名城線「名古屋城」下車、
2番出口より徒歩10分

名鉄◆

名鉄瀬戸線「東大手」下車、
徒歩5分

市バス◆

名古屋駅バスターミナル
10番のりば(基幹2)
猪高車庫行、
「清水口」下車、徒歩4分

名古屋合同庁舎第2号館

麻薬取締部

〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館1階

部・課	電話
麻薬取締部	052-951-6911
許認可専用	052-951-0688
「麻薬・覚醒剤」相談電話	052-961-7000
薬物再乱用防止支援電話	052-951-6920

地下鉄◆

東山線名古屋駅より
「栄」乗り換え、
または桜通線名古屋駅より
「久屋大通」乗り換え、
名城線「名古屋城」下車、
5番出口より徒歩3分

市バス◆

名古屋駅バスターミナル
10番のりば(基幹2)
猪高車庫行、
または8番のりば(名駅14)
市役所・大曽根行「市役所」
下車、徒歩3分

各県事務所の所在地・連絡先



富山事務所

〒930-0085

富山市丸の内1丁目5番13号 富山丸の内合同庁舎5階

TEL:076-439-6570

《アクセス》

- ・ JR、あいの風とやま鉄道「富山駅」、
富山地方鉄道「電鉄富山駅」から徒歩15分
- ・ 富山地方鉄道市内電車「丸の内」から徒歩1分

石川事務所

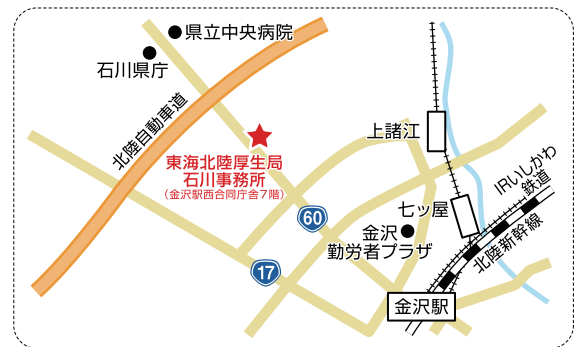
〒920-0024

金沢市西念3丁目4番1号 金沢駅西合同庁舎7階

TEL:076-210-5140

《アクセス》

- ・ JR、IRいしかわ鉄道「金沢駅」から徒歩20分
- ・ 北鉄バス「駅西合同庁舎前」下車、徒歩1分



岐阜事務所

〒500-8114

岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎4階

TEL:058-249-1822

《アクセス》

- ・ JR岐阜駅から徒歩25分
- ・ 名鉄田神駅から徒歩15分
- ・ 名鉄岐阜駅から徒歩20分
- ・ 岐阜バス 竜田町より徒歩5分
(JR岐阜駅の14番15番及び名鉄岐阜駅の6番のりば発車のバスで、
バスの行先表示が、Bから始まるバス)



静岡事務所

〒424-0825

静岡市清水区松原町2-15 清水合同庁舎3階

TEL:054-355-2015

《アクセス》

- ・ JR清水駅より徒歩20分
- ・ しずてつジャストライン
万世町バス停より徒歩1分
- ・ 静岡鉄道新清水駅より徒歩10分



三重事務所

〒514-0033

津市丸之内26-8 津合同庁舎4階

TEL:059-213-3533

《アクセス》

- ・ 近鉄名古屋線津新町駅より徒歩10分
- ・ 三交バス三重会館前バス停より徒歩5分



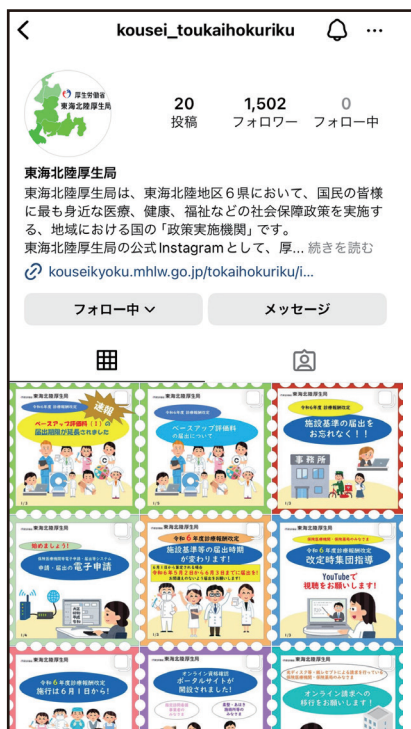
東海北陸厚生局の公式SNSについて

東海北陸厚生局では SNS を開設しており、特に指導部門の Instagram や YouTube は、保険医療機関・保険薬局や保険医・保険薬剤師に対して広報を行うことにより、医療保険制度等の周知や適正な報告・届出等の実施を目的としています。

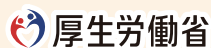
Instagram



YouTube



ひと、くらし、みらいのために



東海北陸厚生局

ホームページ

<https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tokaihokuriku/>



詳しくは東海北陸厚生局ホームページをご覧ください